

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指し、業務を適正かつ効率的に行うとともに、適法で透明性の高い経営を実現するための体制を整備し、必要な施策を実施していくことが重要と考えております。そのため、役職員の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、それぞれの整備、維持に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(4)】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。現状の株主構成や費用面を勘案した場合、対応の必要性は低いと考えております。しかし、今後の海外投資家比率の変化に応じて適宜対応に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則1-2(5)】

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

今後につきましては、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席・傍聴または委任状に関わる検討・整備に努めてまいります。

【補充原則3-1(2)】

当社は現状の海外投資家の比率を勘案し、中期経営計画や決算報告の資料、株主総会招集通知等について、英文での開示および提供は行っておりません。決算短信(添付資料を除く)は当社ホームページに英語での開示を行います。また、今後の株主構成の変化に応じて適宜対応に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則4-1(3)】

最高経営責任者の後継者の計画は現在ありません。今後、指名・報酬委員会において議論を深め、取締役会ならびに最高経営責任者および社外取締役会議の協働により、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定する等、透明性・公平性の高い方法で後継者を選定できるように検討して参ります。

【原則4-2】

業務遂行の責任を担う取締役や執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会への提案は随時受け付ける機会を設けています。また、取締役会は提案に対して独立した客観的な立場において、多角的かつ十分な検討を行っております。取締役会や最高経営責任者が承認した提案は、各事業分野の業務執行取締役等が中心となり、その実行責任を担っております。取締役(社外取締役を除く)の報酬については、指名・報酬委員会において、中長期的な業績および企業価値向上への貢献度と連動する報酬についても議論し、定性的な要素も考慮し、業績連動部分の扱いも検討して参ります。

【補充原則4-2(1)】

経営陣の報酬については、その総額を株主総会決議において定め、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しております。また、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。

当社取締役会にて、指名・報酬委員会による答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議いたしました。現時点においては、基本報酬と短期業績連動報酬(賞与)を組み合わせた報酬体系となっております。

今後につきましては、中長期的な業績および企業価値の向上を重視した経営を推進するため、中長期経営計画の達成度等を指標とする業績連動型報酬の導入を検討してまいります。

【補充原則4-3(2)】

現在、最高経営責任者の選解任につき、具体的な手続きの定めはありません。取締役会は取締役6名と監査役3名で構成され、迅速・的確な意思決定を行うに足るコンパクトな経営体制を確保していると考えております。手続きの確立については、指名・報酬委員会において検討してまいります。

【補充原則4-3(3)】

上記4-3(2)に同じ。

【原則4-11】

当社の取締役会は、各部門に精通した業務執行取締役等と、弁護士、大学教授および経営コンサルタントの社外取締役で構成されております。当社の監査役3名のうち常勤監査役1名は内部統制部門の経験者であり、社外監査役2名は、公認会計士、企業経営経験者で構成されております。公認会計士の方は、財務・会計に関する豊富な知見を有しております。

女性ならびに国際感覚に長けた人材の登用については、社内人材の長期的な育成も含め、継続的な検討課題としてまいります。
今後も取締役会において取締役会のあり方・運営について、指名・報酬委員会において定期的に議論することを通して、取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。

【補充原則4-11(3)】

当社は、取締役会が適切に機能をしているかを、客観的な視点から評価することを目的に、社外取締役3名で構成する社外取締役会議を設置しております。なお、評価の開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

現在、当社では純投資目的以外で上場株式を保有しておりません。

純投資目的以外で株式を保有する方針は、取引先との長期的で安定した取引関係の構築、業務提携、事業戦略などを総合的に勘案し、当社の企業価値向上に資すると判断した場合、当該取引先の株式を取得し保有することができるものとしております。同株式に係わる議決権行使の基準は、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる恐れなどを判断した上で、議決権を行使いたします。

【原則1-7】

当社は取締役会規程において、取締役の競業取引および会社と取締役間の取引について取締役会での承認を求めています。またすべての役員に対して、関連当事者間取引の有無の確認を行っており、関連当事者間の取引について管理する体制を整えています。また、主要株主との取引においても、一般の取引と同様に取引条件を適用しております。

【原則2-6】

当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。

【原則3-1】

- (1) 企業理念、経営理念、事業理念、中長期における経営戦略、市場拡大戦略、グローバル戦略等を当社ホームページに掲載しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
- (3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針はコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。取締役及び監査役それぞれの報酬総額は株主総会の決議により決定しております。会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、それぞれの報酬総額の限度内で取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。
- (4) 役員の選解任方針と手続き等は役員規程で定めています。取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会が、その適切性等について検討し答申を行っております。
- (5) 役員候補者の個々の選任・指名理由を株主総会参考書類にて開示しております。また、役員の解任を行った際には、その理由を適宜開示いたします。

【補充原則4-1(1)】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業分野毎の執行責任者・会議体を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

取締役会は、業務執行取締役の職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき重要事項について意思決定を行っております。

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて付議・報告基準を定めております。取締役会の決議事項以外の稟議による決裁、経営会議等の下位の会議体による決裁及び当該業務について権限委譲を受けた役員等による決裁は、取締役会が監督しております。執行役員は、特定業務の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、担当部門における業務遂行の実施責任を負っております。

社外取締役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を監督しております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所及び会社法が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。社外役員の選任及び独立性については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11(1)】

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役は4名以内の員数の範囲内で、各部門に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

取締役の選任については、当社の経営理念、経営戦略をもとにその経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。当社の社外取締役3名は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしています。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11(2)】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、取締役会および監査役会への出席は90%以上を維持しております。また、兼職については合理的範囲に留めており、その兼任の状況は、招集通知参考書類における役員選任議案にて開示しております。

【補充原則4-11(3)】

前記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役・監査役に対して、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しております。その際の費用負担は社内規程に基づき当社が負担しております。

【原則5-1】

当社では、IR担当取締役を選任すると共に、経営企画部門をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、代表取締役が自ら説明する決算説明会を半期に1回開催しております。その際、説明会会場にお越しにならない株主・投資家に対しインターネットを通じて資料の提供をする

など、株主等との建設的な対話に努めております。当社の経営方針をより理解頂くために、株主等の声に耳を傾け、株主等の目線から経営分析や意見を吸収し反映することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると考え取り組んでおります。

なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、2020年3月期の決算説明会については中止とさせていただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本水産株式会社	12,106,202	53.69
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	627,900	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	547,900	2.43
日水物流株式会社	273,053	1.21
日水製薬みのり持株会	195,754	0.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	128,300	0.56
日水製薬役員持株会	105,780	0.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	101,200	0.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	99,900	0.44
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	99,800	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	日本水産株式会社 (上場:東京) (コード) 1332

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である日本水産株式会社との間で、グループ金融制度に参加し余剰資金の預入れを行っております。その取引条件の決定方針は、当社と日本水産株式会社との間で基本契約を締結し、預け金の受取利息については市場金利に一定の率を加算することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社との関係

当社は、日本水産株式会社の子会社であり、同社は当社の議決権の56%(間接保有を含む)を保有しており、また、同社の取締役1名が当社の非業務執行取締役を兼務しております。

当社は、日本水産グループのファイン事業の一部を担っておりますが、親会社と共通する事業分野が少ないため営業取引における依存度合いは低く、独自の意思決定に基づいて事業を行っております。このことから、親会社からの独立性は十分確保されているものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴崎 栄一	弁護士											
加藤 和則	学者											
米倉 淳一郎	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴崎 栄一	○	独立役員に指定しております。	弁護士として法的な知識と経験を有しており専門家として会社の経営に関する十分な見識を持っておられることから、客観的視点から当社の経営を監督していただくため、選任しております。 当社から役員報酬以外での金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

加藤 和則	○	独立役員に指定しております。	長年にわたり大学や研究機関において基礎医学・臨床医学分野の研究を行っており、当社が標榜する「オープン・イノベーション」による大学や研究機関、ベンチャー企業との共同研究・共同開発等への助言・監督等を期待し選任しております。 当社から役員報酬以外での金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
米倉 淳一郎	○	独立役員に指定しております。	経営コンサルタントとしての知識と経験、また国立大学法人東京医科歯科大学オープン・イノベーション機構における産学連携に係る見識を有しており、これらの豊富な経験と見識が当社の経営への助言・監督ならびに当社が標榜する「オープン・イノベーション」のさらなる推進に寄与することを期待し選任しております。 当社から役員報酬以外での金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

1. 「指名・報酬委員会」設置の目的
当社の取締役、執行役員(以下、併せて「取締役等」という。)の指名・報酬について審議し、取締役会に答申する機能を確立することで、取締役会の監督機能の向上、およびコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図ることを目的とします。
2. 「指名・報酬委員会」の審議事項
(1) 取締役等の構成に関する事項
(2) 取締役等の選任、解任に関する事項
(3) 取締役等の報酬、および報酬制度に関する事項
(4) 後継者計画、および育成に関する事項
(5) 上記のほか指名・報酬に関して必要と判断した事項
3. 「指名・報酬委員会」の委員構成
委員長: 社外取締役
委員: 代表取締役、社外取締役、非業務執行取締役
4. 設置日
2019年6月21日

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間で、決算期、中間期における監査の結果および監査報告書に関する定期的な意見交換を行うほか、会計監査環境、会計処理システムなどについて適宜情報・意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門は意見交換を行い、効率的な監査を行っております。また、内部監査の結果は、監査役にも報告され、監査役の監査にも活用されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田山 毅	公認会計士													
三坂 成隆	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田山 毅	○	独立役員に指定しております。	公認会計士および税理士として会計の専門知識と上場会社の監査の経験を有しており、専門家としての見地から当社の経営を監査していただくため、選任しております。 当社から役員報酬以外の金銭を得ておらず、また一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
三坂 成隆	○	独立役員に指定しております。	長年にわたり化学・臨床診断薬業界において経営者としての経験を有するとともに、海外事業展開に関しても豊富な見識を有しており、その豊富な経験と見識を当社の経営の監査に活かしていただくことを期待しております。 当社から役員報酬以外の金銭を得ておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

特記すべき事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度を廃止し、会社業績と役員報酬との連動性を高めておりますので、一定のインセンティブ付与の効果があり、現在のところさらにインセンティブを付与することは考えておりません。
なお、「指名・報酬委員会」において、役員報酬額の妥当性ならびに業績連動報酬の導入必要性について議論しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員報酬に関する株主総会の決議】

1. 取締役
 - (1) 株主総会決議日
2009年6月24日
 - (2) 決議の概要
年額3億円以内(うち社外取締役分は50百万円以内)とする
 - (3) 決議日時点の取締役の員数
6名(うち社外取締役2名)
2. 監査役
 - (1) 株主総会決議日
2007年6月26日
 - (2) 決議の概要
年額1億円以内とする
 - (3) 決議日時点の監査役の員数
4名(うち社外監査役2名)

【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】

1. 基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて外部機関の客観的な評価データおよび同業他社の評価データを参考にしながら、総合的に勘案して決定するものとする。
3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
業績連動報酬等は、各事業年度の連結売上高及び営業利益に一定の割合を乗じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。業績指標と業績指標に対する割合は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で見直しを行うものとする。
4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の額(業績連動報酬)とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在のところ、補助員を置くことを求められておらず、補助員によるサポートは行っておりません。
ただし、重要な会議への出席、重要書類の閲覧などを確実に行うことができる体制となっており、また、重要な経営情報や業務執行状況は適切に報告されておりますので、現在のところ特に支障がないものと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は社外取締役と監査役会等との連携を採用しており、取締役会は弁護士、医学分野の大学教授、経営コンサルタント経験者の3名の社外取締役を含む6名で構成され、監査役会は公認会計士・税理士と他社の取締役経験者の2名の社外監査役を含む3名で構成されております。また、取締役会の活性化、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を目的として執行役員制度を導入しております。

取締役会は代表取締役が議長を務め、取締役と監査役全員が出席して原則として毎月1回開催することとしております。業務執行上の重要な案件や会社法上取締役会に諮る必要のある事項はすべて付議され、最終的な意思決定や業務執行の監督を迅速に行っております。

取締役、監査役、執行役員で構成される執行役員会を設置し、業務執行に関する個別課題を実務的な観点から協議しております。

なお、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」においては、取締役、執行役員の指名・報酬について審議し、取締役会へ答申することで、取締役会の監督機能の向上、およびコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図ってまいります。

監査役会は常勤監査役1名に非常勤の社外監査役2名を加えた陣容で運営されており、監査機能の充実強化を図っております。また、会計監査人との間で事業年度の監査報告書に関する定期的な意見交換を行うほか、会計監査環境、会計システムなどについて適宜情報・意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役は6名と少人数であることから、個別案件について詳細な検討と迅速な意思決定が可能な体制となっております。また、取締役会・監査役会には、弁護士、医学分野の大学教授、経営コンサルタント経験者、会社経営の経験者、公認会計士・税理士が含まれております。

これらのことから、適切な監督機能の発揮、会社と経営者の利益相反の防止、企業倫理・法令の遵守など現状の体制に求められることが達成されており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	書面発送は法定期日どおりですが、東京証券取引所および当社ホームページには発送日の10日前に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の7日前に開催しております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載するとともに、ホームページにおいて株主からの事前質問を受け付け、その回答(要旨)を掲載することにより、株主との対話の活性化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	https://www.nissui-pharm.co.jp/ir/management/disclosure_policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、1年に2回開催しております。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、2021年3月期の決算説明会については中止とさせていただきます。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の公表資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理憲章、環境憲章において、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などに配慮し、かつ、法令、社内規程・方針の遵守および誠実で倫理的な事業活動を行うことを規定しております。また、倫理行動規範を定め全役職員に対し周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境憲章を定めるとともに、工場についてISO14001を取得し、環境保全に積極的に取り組んでおります。
その他	現在、グループ全体で女性社員50名中6名(12.0%)がライン管理職に就いております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制は、内部統制システムの基本方針を内部統制方針書に定め取締役会で決議されております。

内部統制システムの整備・運用状況は、内部統制方針書に基づき適切に整備・運用されていることを評価しております。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) コーポレート・ガバナンス

・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務を監督しております。

・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。

・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の迅速化と効率化を図るため執行役員制を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。

・監査役は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

2) コンプライアンス

・役職員の職務が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、経営理念に基づき日水製薬グループ倫理憲章・倫理行動規範、環境憲章を定め、それをグループ全役職員に周知徹底させております。

・倫理行動規範の徹底を図るため、倫理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。

・倫理委員会はQCP活動を策定し、研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成させるとともに、取得状況を定期的に評価し改善を図っております。

・品質委員会はQMS省令その他の医薬品・医療機器等の品質に関する法規制およびISO等の国内外の品質に関する規格に基づき教育研修、マニュアルの作成、内部監査等を主導し、ISO審査への対応を通じて、品質改善活動と顧客満足度向上を図っております。

3) 財務報告の適正性と妥当性を確保するための体制整備

・商取引管理および経理に関する社内規程を整備するとともに、事業支援本部を設置し、財務報告の適正性と妥当性を確保するための体制の充実に努めております。

・事業支援本部を設置するとともに、財務報告の適正性と妥当性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を図っております。

・当社およびその役職員がその業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行う場合には、原則として、その伝達と同時にその重要情報を公表しております。

・財務報告内部統制の評価に関する事項について、内部統制室が監査評価し、報告を行っております。

4) 内部統制

社長直轄の内部統制室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

1) 取締役会は、サイバーセキュリティリスクを認識して、リーダーシップによって担当する取締役を選任し、情報の保存および管理に関する体制を整備しております。

2) 重要な契約書、議事録、法定帳票、機密情報、個人情報等適正な業務執行を確保するために必要な文書その他重要な意思決定および報告に関しては、文書管理規程に基づき保存、管理しております。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置し、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示しております。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1) リスク管理を統括するため、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行い、定期的に有効性を評価しております。

2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行っております。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況をリスクマネジメント委員会に報告しております。

3) リスクマネジメント委員会の責任者は、リスク管理の状況をまとめ取締役会に報告しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な事項を決定し、業務執行を監督しております。

2) 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針や経営戦略に関する重要事項について慎重かつ迅速に審議しております。

3) 取締役、監査役および執行役員によって構成される執行役員会において、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議しております。執行役員会は原則として毎月1回開催しております。

4) 当社および当社グループは中期事業計画を定め、当社および当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、定期的な進捗管理を行っております。

5 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、当社の親会社である日本水産株式会社のグループの一員として、連結ベースで経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため当社グループの経営指導に当たるとともに、日本水産グループキャッシュマネジメントシステムに参加して連携を強化しております。

2) 当社グループは倫理、リスクマネジメントを始め、環境、安全衛生等、企業集団における業務の適正を確保するため、当社の親会社と連携を強化しております。

3) 当社グループとしての倫理憲章・倫理行動規範、環境憲章を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の周知徹底を図っております。

4) 当社の子会社ガバナンス規程に基づき、担当取締役による子会社の業務執行状況等、事業の総括的な管理を行っております。また、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、子会社の経営については、当該子会社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した子会社ガバナンス規程の遵守を求めています。

5) 子会社の業務の適正化を確保するための体制として、当該子会社の取締役より当社に対して子会社ガバナンス規程遵守の差入書を提出させ

るとともに、当社取締役会に対し定期的に業務報告を行っております。

6) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実について、取締役・使用人が直接情報提供を行う手段として、日水製薬グループ内部通報制度(ホットライン)を設置し、運用しております。ホットラインは、当社内に相談窓口を設置した社内ホットラインとグループ外に相談窓口を設置した企業倫理ホットラインの2本立てで運用しております。なお、いずれのホットラインにおいても、通報者に対する不利な取り扱いを禁止しております。

7) 当社グループは医薬品企業として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等を遵守し、適正性を確保した組織体制を通じ業務を遂行しております。そのために、当社グループ全体において、現場部門がリスクオーナーとして自己統制し、薬事、品質等に関する間接管理部門によるモニタリングと支援・助言・監督等の統制、内部統制室による内部監査の仕組みをそれぞれリスクの防衛線別に構築しております。

6 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 子会社に対して取締役および監査役(海外子会社については監査役を除く。以下同じ)を派遣し、当該取締役および監査役が子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合するように努めております。

2) 内部統制室が、子会社のコンプライアンス体制の整備、実施状況を定期的にモニタリングしております。

3) 子会社の業務活動全般も内部統制室による内部監査の対象としております。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査を実施するため、必要と認められる場合は、使用人を補助者として置くこととしております。

8 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 上記の補助すべき使用人がその職務に従事している期間は、人事異動および懲戒処分に関して、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

2) 当該使用人に対する指揮命令権限は、その職務に従事している期間について監査役に専属することとしております。

9 当社および当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社および当社グループの役職員は、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、法令上および企業倫理上の問題に関する事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為および企業倫理上の問題を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役に報告することとしております。

2) 当社および当社グループの事業部門を担当する取締役は、監査役と協議のうえ、必要に応じ、担当する部門のリスク管理の状況について報告することとしております。

10 当社の子会社の取締役、および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

前項各号について監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社および当社グループの役職員に周知しております。

11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債権の処理に係る方針に関する事項

監査役および監査役会が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払っております。

12 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。

2) 代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を開催し、また、内部監査担当部門との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な業務監査の遂行を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関して、取締役会において次のとおり決議されております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

1) 基本方針

・ 公共の秩序、安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切排除しております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・ 倫理憲章に上記基本方針を盛り込むとともに、倫理行動規範に反社会的勢力からの機関紙購読、寄付金、広告掲載、金銭その他経済的利益の提供等の不当要求については明確に拒否する姿勢を貫くことを定めております。

・ リスクマネジメントマニュアルを制定し、反社会的勢力による介入を受けたときの管理体制、社内連絡、警察や顧問弁護士との連携などを定めております。

・ 特殊暴力防止対策連合会、地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、情報収集に努めております。

・ 倫理リスクマネジメント委員会において教育・訓練を計画し、職場において基本方針やリスクマネジメントマニュアルの周知徹底を図るとともに、効果の検証を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、特段の買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

